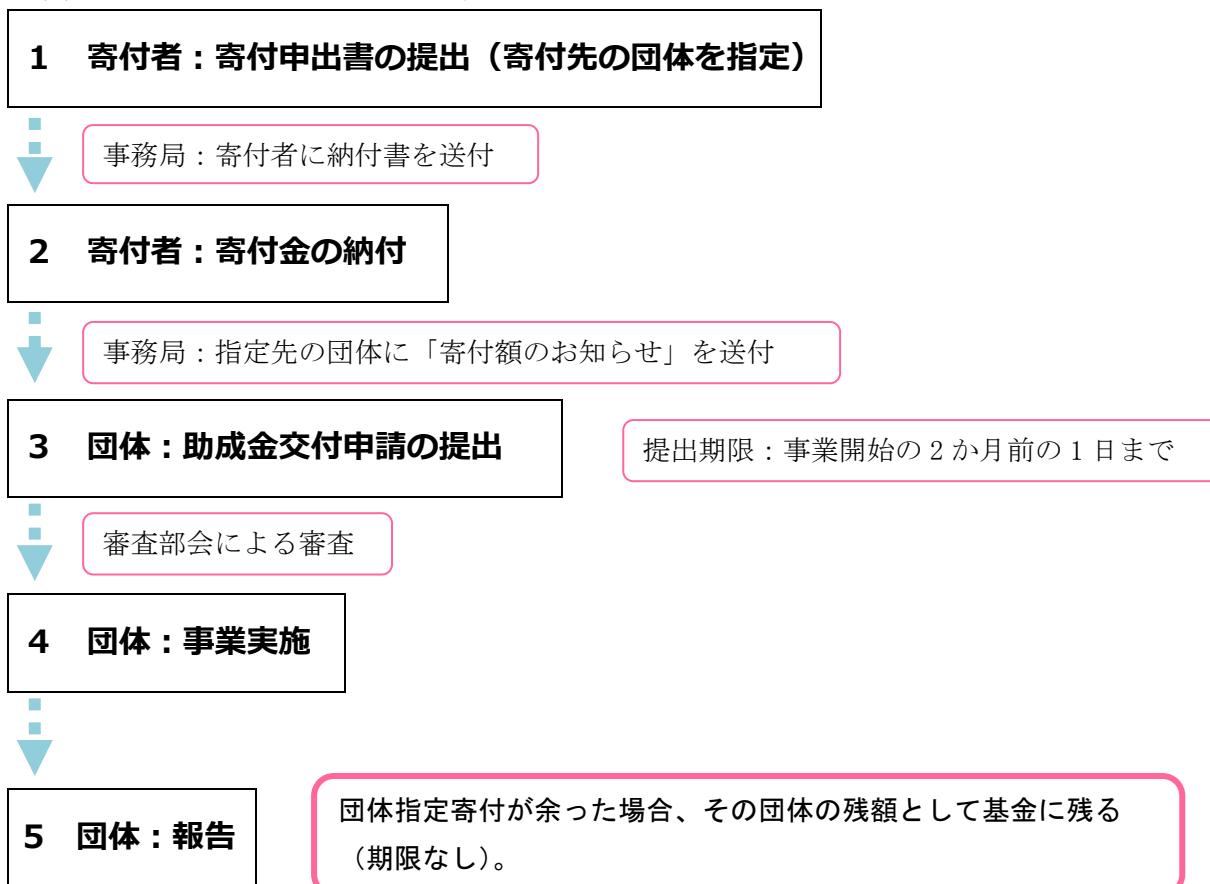


札幌市市民まちづくり活動促進基金にかかる要領・要綱の改正について

1 札幌市市民まちづくり活動促進基金に対する寄附の受理に係る事務取扱要領の改正について

(1) 団体指定寄付・団体指定助成の流れについて



(2) 長期間活用のない団体指定寄附の取扱いについて

現行の要領では、長期間使われない団体指定寄附の取扱いについて定めていない。事務局より、対象団体に団体指定寄附の残額があることを知らせても、申請に至っていない場合が多い。

(3) 要領改正を行う理由について

団体に不利益を生じさせないよう申請に至らない理由を考慮しつつも、基金の効果的かつ有効的な活用の観点から、長期間活用のない団体指定寄附については、取扱いを整理する必要があるため。

(4) 改正内容

以下のいずれかに該当する場合、団体指定寄附を指定なし寄附へ振り替えることとする。

ア 団体の登録が抹消された場合

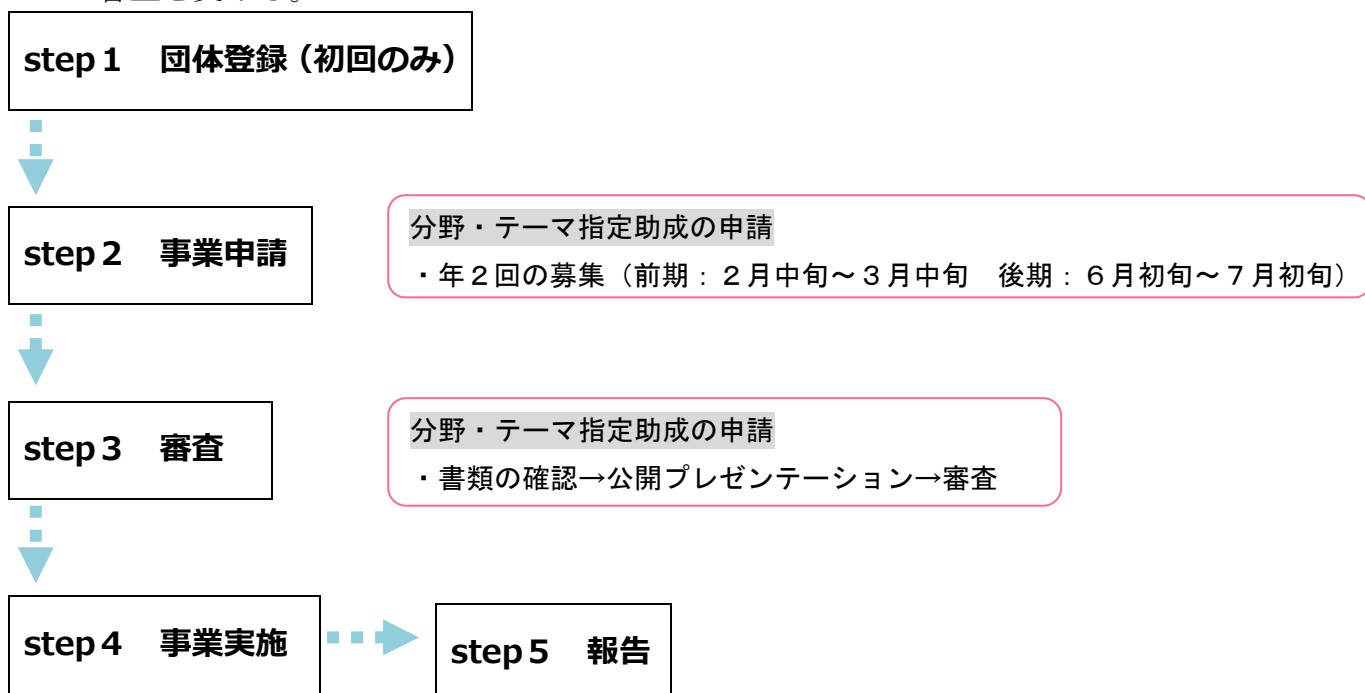
- イ 団体指定寄付の残額がある団体より、指定なし寄付へ振替を行うとの申し出があった場合（別途、申出書の提出を求める）
- ウ 団体指定寄付を受けた団体が、団体指定助成の申請を、最後に団体指定寄付を受けた年度から3年度行わない場合
- エ 団体指定寄付の残額がある登録団体が、団体指定助成の申請を、最後に団体指定助成申請を行った年度をから、3年度行わない場合
- ※ イ～エの際には、対象となる団体に十分な意思確認を行ったうえで実施する。
- ※ 団体より団体指定寄附の活用年度について、具体的な提示がなされた場合には、実施しない。

2 札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の改正について

(1) 公募の流れについて

毎年、前期・後期の2回、公募を実施（分野・テーマ指定助成）。

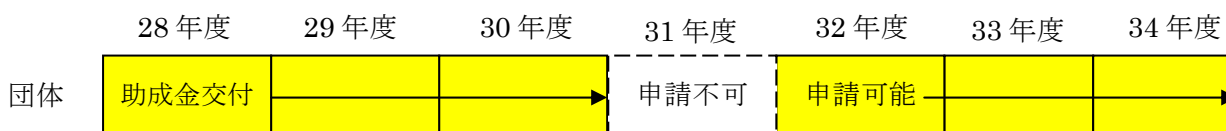
助成金の交付を受けたい団体は、募集期間内に申請書を提出し、プレゼンテーション審査を受ける。



(2) 公募での制限について

同一団体において、助成金を受けることができるのは、①1年度につき1回 ②連続して3年度まで、としている。※ただし、東日本大震災被災者支援活動基金は除く。

一方、3年度連続して助成金の交付を受けた団体は、4年度に助成申請を行わなければ、再度3年度連続して助成を受けることが可能。



(3) 要綱改正を行う理由について

年々、公募への助成申請事業数及び助成額の増加に伴い、初申請の団体も含め、応募した分野やテーマによっては、申請額に対して満額助成を受けられない団体が増加している。また、同一団体が、複数回、公募に申請している状況である。

一方、平成 29 年 4 月に行った団体登録要綱の改正により、2 年間助成金交付申請を行わない団体は、原則、登録が抹消されることから、今後、登録を継続するために、公募申請を行う団体が増加することが見込まれる。

参考 1：公募における事業数・助成額の推移（被災者支援活動基金を除く）

	H27	H28	H29	累計
助成事業数	36	47	61	330
助成額 (円)	7,606,267	11,536,580	13,265,896	64,272,873

参考 2：公募での不交付・減額事業数の推移（被災者支援活動基金を除く）

	H27	H28	H29
不交付事業数	4	2	7
減額事業数	11	19	28

公募を活用する団体の固定化を緩和し、より広く、多くの団体が助成金を受けられるよう、分野指定及びテーマ指定助成における申請については、一定の制限を設けることが必要である。

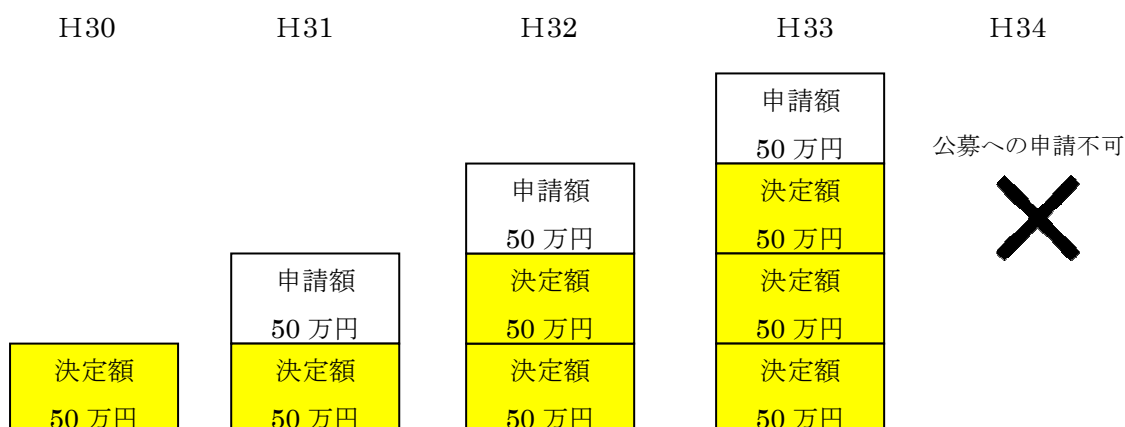
(4) 改正内容

分野指定助成及びテーマ指定助成において、同一団体に対する助成額は、助成金交付決定総額の 200 万円までとする。ただし、被災者支援基金は除き、適用される助成金交付決定額は、平成 30 年度からの額。

※ 新たな助成金交付申請を行う場合、助成金交付決定総額の 200 万円を超える申請は行うことはできない。

例：助成金交付決定総額が 170 万円の場合、次回申請できる金額は 30 万円まで

※ 登録を抹消された団体が、再度、団体登録を行った場合、抹消団体と再登録を行った当団体が、同一団体と判断される場合には、抹消された団体時に決定した助成金交付決定総額は、再登録した当該団体に引き継がれる。

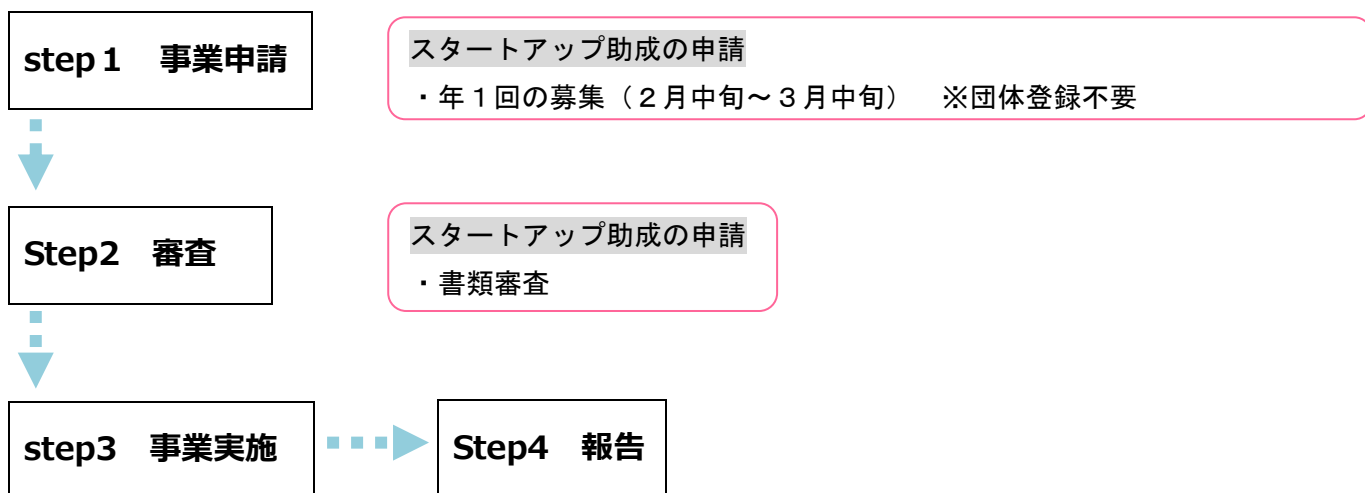


3 札幌市市民まちづくり活動促進基金「スタートアップ助成事業」助成金要綱の改正について

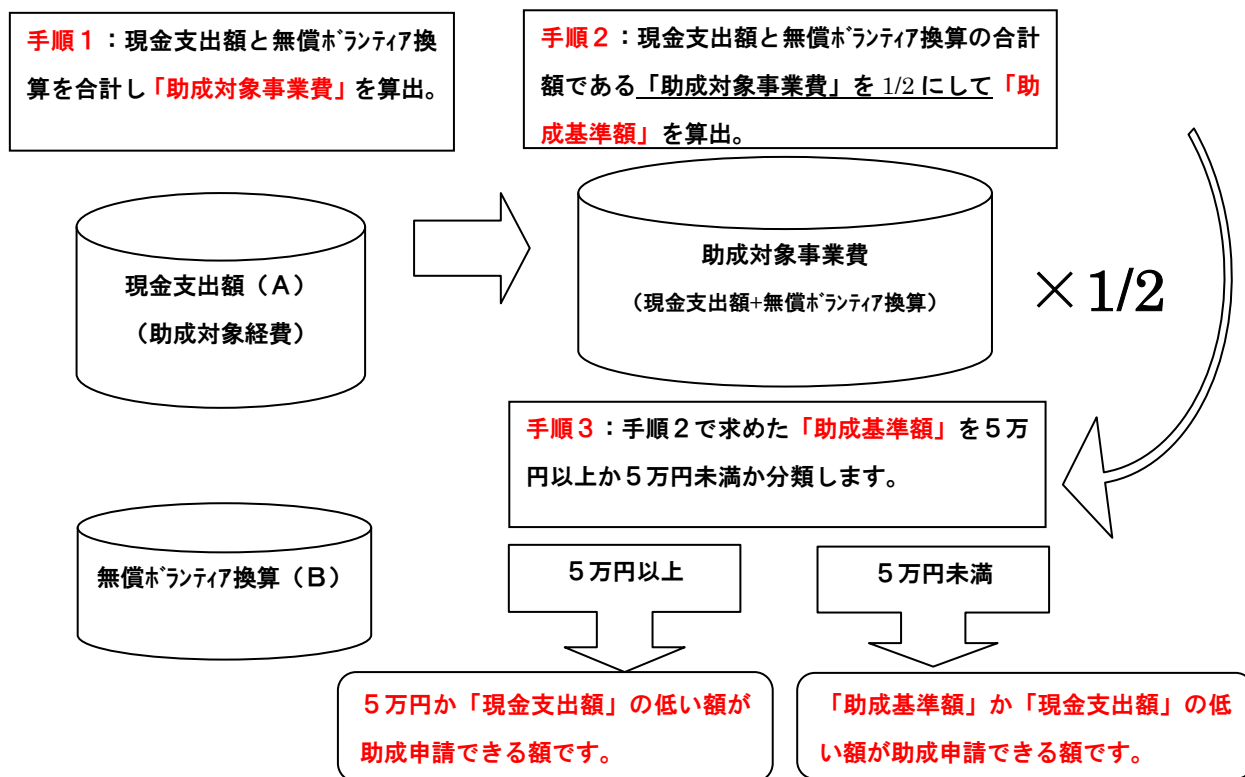
(1) 申請の流れについて

まちづくり活動を始めて間もない団体の活動を支援し、継続的なまちづくり活動につなげることを目的に、毎年1回募集。

助成金の交付を受けたい団体は、募集期間内に申請書を提出し、書類審査を受ける。



(2) スタートアップでの助成申請額算出手順



※無償ボランティア換算・・・無償の労務費（資料作成、会場設営など）を500円/時間で換算し、助成対象事業費に計上することができる。

(3) 要綱改正を行う理由について

算出手順が複雑との声があり、スムーズな申請が行えない場面が見受けられる。

また、無償ボランティア換算を計上する場合、事業終了後に提出する報告書に、支払いを証明する領収書の代わりに、ボランティア参加者の氏名や労務時間、労務内容等を記載した資料を別途提出しなければならず、団体の負担が重い状況である。

スタートアップ助成が、まちづくり活動を始めて間もない団体の支援を目的としていることから、団体の負担軽減を図ると同時に、基金をより効果的に運用するため、要綱を見直す必要がある。

(4) 改正内容

ア 1 団体当たりの助成金の上限額を、助成対象事業費の総額もしくは5万円のいずれか低い額とする。

イ 無償ボランティア換算の削除

ウ 団体指定、分野指定及びテーマ指定助成では、助成対象事業として決定する前に支弁された経費について、所定の手続きを経ることにより、助成対象経費として認めていることから、スタートアップにおいても、同様に取扱う。

改正後におけるスタートアップでの助成申請額算出手順

